

平成 2 9 年

第 1 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 2 9 年 3 月 1 日

閉 会 平成 2 9 年 3 月 2 7 日

忠 岡 町 議 会

平成29年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

平成29年3月1日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室理事	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	住民部次長	山田 昌之
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	柏原 憲一	教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、平成 29 年第 1 回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、会議を開きます。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 29 年第 1 回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 平成 29 年度施政方針について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 4 号)) |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 5 号)) |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 忠岡町監査委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 忠岡町特定個人情報保護条例及び忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 | 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |

- 日程第11 議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 忠岡町総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 忠岡町介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第18 議案第14号 平成28年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第15号 平成29年度忠岡町一般会計予算について
- 日程第20 議案第16号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第21 議案第17号 平成29年度忠岡町介護保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第18号 平成29年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第19号 平成29年度忠岡町下水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第20号 平成29年度忠岡町水道事業会計予算について
- 日程第25 報告第 1号 事務報告について（平成28年分）
- 以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

第1回忠岡町議会定例会の招集に当たって、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆様、おはようございます。第1回定例議会を招集いたしましたところ、皆様方お忙しい中にもかかわらずご出席くださいます、ありがとうございます。本日上程させていただきます議案につきましては、委員会協議会等で十分にご協議を願ってきたところでございますが、本日もよろしくご審議のほどお願いをし、ご議決いただくことを期待しております。

また、ご案内のように、平成29年度施政方針及び予算案について、ただいまよりご提出をしたいと思っておりますので、よろしくご審議のほど賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、3番・北村 孝議員、5番・是枝綾子議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より3月27日までの27日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、3月27日までの27日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員 松井秀次議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。

監査委員（松井 秀次議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

監査委員（松井 秀次議員）

例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、平成28年11月24日、12月20日及び平成29年1月25日に行いました内容で、帳簿等は、平成28年10月31日、11月30日及び12月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認しました。また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元にご配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 松井 秀次

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 平成29年度施政方針について、町長より所信表明の申し出があります。発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

本日、ここに平成29年忠岡町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度に臨む私の所信の一端と施政の方針を申し述べ、議員各位のご賛同と併せて住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、町長に就任して以来、本町を取り巻く情勢が大きく変化する中、あらゆる課題に挑戦し全力を尽くしてまいりました。議員皆様をはじめ、住民の皆様には深いご理解と温かいご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年は、イギリスのEU離脱や、世界をリードしてきたアメリカで自国第一を掲げるトランプ大統領が当選するなど、ここ20数年のグローバリズムが大きな変換点を迎えており、経済面のみならず激動の時代を迎えようとしております。

一方、国内では、デフレ対策や人口減少、超高齢化という大きな課題に対応するため、地方創生事業やニッポン一億総活躍プランを打ち出して対策を講じようとしております。

そういった中、本町では昨年制定した忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とし、子育て世代をターゲットに魅力を感じるまちづくりを推進するとともに、魅力的なまちづくりがつながるよう施策を推進してまいりました。

このたび提案いたします平成29年度各会計予算案は、第5次忠岡町総合計画を指針として、教育・子育て支援の充実を初めとしたまちづくり、福祉の充実に取り組み、文教住宅都市の実現に向けた予算編成といたしました。

また、平成29年度の町政運営にあたっては、次の4点を重要な視点と考えております。

1点目は、広域行政の更なる推進であります。

これまでも、泉州5市1町広域事業者指導課の共同設置、住民情報システム等の共同クラウド化、泉大津市・和泉市・高石市の3市で構成する泉北環境整備施設組合へのし尿処理委託など、広域行政の推進に取り組んでまいりました。引き続き、さらなる推進に向け水道事業、国民健康保険事業、ごみ処理、消防や泉州9市4町での観光事業の広域化、泉

北3市1町による鉄道沿線まちづくりなどについて検討を行い、積極的に広域行政を推進してまいります。

2点目は、教育・子育て支援の充実であります。

子どもは、社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない重要な課題であり、本町にとっても喫緊の課題です。

また、少子化の影響により幼稚園の園児が減少する一方、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労形態の多様化により保育所ニーズが高まるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきております。子どもたちの利益を最優先として、引き続き、質の高い教育・保育の提供をすることにより、安心して子育てができるまちづくりの推進を図ってまいります。

3点目は、防災・減災対策の推進であります。

阪神淡路大震災や東日本大震災等の教訓からも、自助、共助、公助の連携が、災害被害の軽減である「減災」に結びつく大きな力となることから、地域の防災意識の向上を図るとともに、住民並びに関係団体、関係機関とのつながりを強化してまいります。

4点目は行財政改革の推進であります。

これまで行財政改革を最重要課題として取組み、事務事業の見直しを始めとする第二次財政健全化計画を進めてまいりましたが、計画の最終年度においても財政状況が好転しないため、この計画を5年間延長するとともに、新電力の導入を始めとしたさらなる健全化策を盛り込んだ忠岡町みらい計画を実施し、健全化を図ってまいります。

以上のような基本的な考えと財政状況を踏まえて編成しました平成29年度各会計の当初予算規模は

一般会計64億4,500万円、各特別会計55億1,190万6,000円、水道事業会計3億6,417万9,000円、合計いたしますと123億2,108万5,000円となり、これを前年度当初予算と比較しますと、一般会計で2.4%の減、各特別会計は3.3%の増、水道事業会計は0.4%の減、合計いたしますと0.2%の増と相成った次第であります。

以下、重点施策の概要について、第5次総合計画における4つの基本戦略によるまちづくりの展開方向に沿って申し上げます。

第1は、人が輝くまちづくり戦略であります。

「まち」の最も大切な資源は「人」であり、「まちづくり」は「人づくり」から始まります。そこで本町では、住民同士がお互いを十分に知り合える関係にあり、また、役場と住民・学校の連携がとりやすいという利点を活かした施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

まちの将来を担う人材を育てます。

生きる力を培う学校教育の推進及び子どもや若者の健全育成の推進については、少子化・核家族化が進行する中で就学前教育の重要性に鑑み、質の高い幼児教育・保育の提供と一層の充実を図るとともに、小学校生活へのスムーズな移行ができるよう、就学前の幼児を持つ保護者や子どもを対象に、保育所・幼稚園・小学校間の交流事業を継続してまいります。

また、小学校就学前の乳幼児に対する教育・保育については、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものとして、また次世代育成支援の観点からも、その重要性を認識しており、今後、少子化の進行に伴い、安心して子どもを生み、育てることのできる地域環境と就学前教育・保育を総合的に提供するために、幼保の一体化に向けた認定こども園の整備を進めてまいります。

次に、学力向上への対策として、昨年度から、学校休業日の土曜日に、小学校4年生から6年生までの希望者を対象とした「あすなる未来塾」を開講しましたが、今年度は、中学校1年生から3年生まで拡大し、基礎・基本の確実な定着を図ります。

学校への支援としては、引き続き、学ぶ楽しさを育む推進事業、学力向上サポーター配置事業、小学校読書活動推進事業などなどを拡大してまいります。

また、学力向上の両輪である生徒指導の充実を図るため、小学校におけるスクールカウンセラーの配置とともに、学校と福祉機関との連携を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置することにより、様々な課題の未然防止、早期発見、早期解決を支援いたします。

小中学校においては、教育活動の充実とともに、安全で快適な教育環境を整えるため、小中学校の校舎等の耐震化をはじめ中学校の給食棟の整備や空調整備を進めてまいりました。

新年度は、東忠岡小学校の空調整備を行うとともに、地域住民の活動拠点であり、また、災害時には地域の避難所施設となることから、防災機能の強化として、両小学校の屋内運動場非構造部材の耐震化にも取り組みます。

英語をツールとした事業としては、自分や相手を大切にする力（ちから）・元気に過ごす力（ちから）・チャレンジする力（ちから）を育むために、英語体験セミナー事業を展開してまいります。これは、5歳児が対象のイングリッシュデー、小学校1年生から4年生対象のイングリッシュレッスン、小・中学生が対象の英語体験セミナーを実施いたします。さらに、町内在住の中学生から大学生までを対象とした英語検定受験料補助事業も実施いたします。

地域文化の継承として、だんじり祭は、本町と地車連合会、地元各町などが協力、連携することで更なる賑わいを創出し、大切に継承してまいります。

また、公益財団法人正木美術館と共同で実施しております、ワークショップやイベントなどについては、本町親善大使や本町出身で活躍されている方々とのコラボレーションに

よるただおかオリジナルプログラムとして、その事業実施についても支援してまいります。

人にやさしい健康福祉の地域をつくります。

健康づくりや食育の推進については、住民の健康づくりの増進を図るため、保健センターを拠点として、各種健康診査、健康相談、保健指導などの充実を引き続き図ってまいります。

そのため、受診率の低い特定健診やがん検診について、受診率の向上を図るため、引き続き日曜健診を実施するとともに、本年度は健康マイレージ事業として、自らの健康目標を設定し取り組むことや、健康・運動・食事等に関する研修会などに参加すると同時に、賞品を贈呈する事業を行い、住民の健康増進の啓発に努めてまいります。

また、若年層の健診受診強化については、30歳・35歳の方やがん検診の推奨年齢対象者に対して個別通知を行い、がんの早期発見、早期治療による健康の保持・増進に努めてまいります。

子育て支援の充実及び少子化対策については、「地域子育て支援拠点事業」の拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、現在、親などによる子どもの虐待が深刻な社会問題になっていますが、本町においてもDVや児童虐待などの相談件数が増加傾向にあることから、引き続き子育て支援コーディネーターを配置し、相談や通報などに対して適切かつ迅速に対応してまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢化率が昨年12月末において27.2%となっており、今後ますます高齢化が進み、要支援・要介護者数が増加する中で、4月から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施することにより、介護予防の強化を図り、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、自立支援の促進を図ってまいります。

また、現在実施中の介護サービス利用状況実態調査の結果を踏まえ、要介護状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図り、更なる地域包括ケアシステムを推進するため、第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定してまいります。

次に、障がい者（児）福祉の充実については、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい福祉サービス、相談支援及び障がい児支援の各分野における提供体制の確保・目標などを定める第5期障がい福祉計画を策定し、障がい福祉サービスの充実や地域生活支援事業の推進に努めてまいります。

我が国の社会保障制度については、一昨年5月に医療保険制度改革法が成立し、平成30年度から都道府県が市町村とともに、赤字体質が続く国保の運営を担い、財政運営の中心的な役割を果たすこととなりました。国保制度発足以来の最大の改革となり、財政基盤の強化が図られ、市町村は、資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付や保健事業など地

域の実情を踏まえた、地域におけるきめ細かい事業を実施し、都道府県とともに国保の運営を進めていくこととなります。特に、本年度は新制度施行に向けた最後の年でありますので、大阪府や関係機関と連携を図りながら円滑な移行に向けて取り組んでまいります。

個性を認め合う社会をつくります。

平和で人権が尊重された社会の形成については、今後も非核平和宣言都市として、平和を愛する明るいまちづくりを推進してまいります。

また、人権施策の推進については、差別のない明るいまちづくりをスローガンに人権尊重の明るいまちづくりの形成に向け、忠岡町人権協会を中心としてあらゆる人権問題の解消に向けた啓発活動や研修、相談事業を一層推進してまいります。

また、障害者差別解消法の施行により、行政機関や事業者等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供として、障がい理由として正当な理由なくサービスの提供や各種機会の提供を拒否すること、場所・時間帯を制限するなどの障がいのある人の権利や利益の侵害を禁止するとともに、相談窓口の整備、紛争の防止・解決の体制整備の実施、事業者や地域住民への啓発活動などを推進してまいります。

多文化共生社会の形成については、オーストラリアのノーザン・ビーチーズ市と交流を行うとともに、引き続き忠岡町国際交流協会が中心となり、世界で活躍できる人材の育成にも支援をして参りたいと考えております。

第2は、安全・安心なまちづくり戦略であります。

安全で安心な暮らしの保障は、最も基本的な自治体の責務です。大地震や豪雨など、いつ起こっても不思議ではない災害や火災、犯罪、交通事故などから住民を守る取り組みを進めるとともに、住民の自主的な活動の育成などを通して、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざした施策の推進に努めてまいります。

モノや環境を大切にし、暮らしの豊かさにつなげます。

地球環境保全の推進については、住民、事業者等に向けた出前講座や啓発活動により、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の3Rの推進を図り、特に一般家庭・事業所・商店等から出る雑がみ類、プラスチック製容器包装の分別に取り組んでまいりたいと考えております。

ごみ焼却場の運営については、長期包括整備運営管理事業委託により、効率の良い安定的な維持管理を図り、引き続き住民皆様のご協力を得て安全で安心した焼却処理に努めるとともに、将来的なごみ処理施設の広域化についても検討、協議を深めてまいります。

安全・安心な明るい暮らしを確保します。

災害対策の推進については、これまでに各地で発生した大地震や豪雨の経験を教訓に、被害をできる限り抑える減災対策の強化に取り組んでまいります。

については、災害に対し、住民自らが災害に備え、自らの命は自分で守る自助、地域で助け合う共助による防災活動を推進するため、住民の防災意識の高揚や自主防災組織の活性

化につながるよう防災訓練や防災講演会を通じて自主防災組織の支援を行うとともに、災害時避難行動要支援者支援プランの推進に取り組んでまいります。

また、住民生活の基盤となる住宅の耐震化を促進するために、昭和56年以前の本造住宅を対象とした耐震化に係る補助制度についても、職員による戸別訪問を実施するなど、より多くの方々に活用していただけるよう、周知啓発に努めてまいります。

防犯対策の推進については、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、犯罪から住民を守るため各種啓発活動や情報発信を行い、引き続き、防犯委員会、警察、関係団体、学校や地域住民と連携し、青色防犯パトロールや地域安全見守り活動などを実施し、犯罪抑止機能を高めてまいります。

また、犯罪の抑止効果が認められている防犯カメラについては、自治振興協議会に対する防犯カメラ設置補助事業を継続して行ってまいります。

次に、消費者が安心して安全で豊かな生活を営むことができる社会を実現するため、消費生活専門相談員による対面相談の場を今後も整備し、複雑で多様化する悪質な販売手法からの防御と早期解決を目指してまいります。また、トラブルに陥りやすい高齢弱者には地域の回覧板や出前講座等で啓発するとともに、低年齢化するネット消費やSNS問題には学校を通じた消費者教育を行うなど、総合的な消費者支援を効果的に行ってまいります。

交通安全対策については、住民の交通安全意識の高揚を図ることを目的に、交通安全教室の開催や交通安全運動を推進するとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を促し、安全で快適な交通社会の実現に努めてまいります。

通学路については、忠岡町通学路交通安全プログラムに基づき、児童・生徒が少しでも安全に通学できるように対策を実施してまいります。また、子どもと高齢者を対象に、自転車用ヘルメット購入補助金を交付する事業を行うことにより、自転車を利用する方のヘルメット着用を促し、被害軽減につなげてまいります。

消防については、消防車両及び各種消防用資機材を計画的に整備する中、新年度には老朽化した高規格救急自動車を更新し、救急・救命体制の充実強化に努めてまいります。

市町村消防の広域化については、住民サービスの向上、消防体制の効率化や基盤の強化など国及び府の動向を注視しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

第3は、快適で活力あふれるまちづくり戦略であります。

近年は住宅都市へと変貌するにつれて、小売商店や工場の閉鎖により地元雇用の減少が進んできておりますが、国が推進する地方創生と一体となって地域経済を活性化するには、事業者や商工会との連携が重要であり、様々な人材・技術・資源・情報ネットワーク等を活かして、産業経済の振興を図り、地域に根づいた産業力を伸ばす施策に取り組んでまいります。

地域経済を支える産業の復活をめざします。

商工業の振興につきましては、町・忠岡町商工会・地域の金融機関の協働で行う創業支援事業を継続し、ワンストップの相談窓口やビジネススキル習得のためのセミナーを充実させ、また、ホームページ作成経費を支援するIT化推進事業、公的機関の融資を対象とした利子補給制度などにより、既存事業所も含めた基盤強化に取り組んでまいります。

就労支援対策については、職業訓練や技術講習会の情報を提供し、各種機関との連携強化により、若者・高齢者・障がい者や母子家庭等の個別ケースにも就労支援センターが細やかに対応いたします。

また、在住者及び在勤者を対象とした各種技能講座や国家資格取得の経費助成や、住民を新たに正規雇用する町内事業者への補助を継続してまいります。

忠岡町ブランド創造事業として、本町の名を冠した特産物を作ることを目標とし、狭隘で市街化された町域でも生産が可能なキノコの栽培を大学・事業所・金融機関とともに研究し、忠岡町ブランドの創造により新産業の創出を図ります。

農業振興については、貸菜園の管理を適切に行うとともに、料理教室を通じて地産地消と郷土料理の普及を行い、また、その状況のネット配信を継続し、地域の食文化と地元消費のPRに努めてまいります。

水産業振興については、漁業協同組合の出漁による加工食品の学校給食メニュー化や、忠岡港でのイベントを通じて、地元海産物に親しみ、港のある町としての魅力が増すよう取り組んでまいります。

関西国際空港を中心とした泉州地域の活性化については、関空イン・関空アウトのインバウンド効果が泉州地域に反映されていくよう、観光事業のプラットフォームとなる泉州観光DMOの設立に向け泉州9市4町と観光に携わる事業所とともに取り組んでまいります。

快適で利便性の高い生活・都市基盤を充実します。

生活・都市基盤の充実については、道路や公園など公共施設の、適切な維持管理に努めてまいります。

また、大規模地震などにより発生する火災の延焼被害を軽減するため、建物の階数や規模等に応じた燃えにくい構造の建物に規制誘導できる準防火地域の指定について、市街地全体に拡大していくことを検討してまいります。

子育て世帯、若年夫婦世帯の人口流入と定住を促進するため、本年度も忠岡町子育て世帯等住宅取得補助金及び忠岡町子育て世帯等住宅リフォーム補助金を交付する事業を引き続き実施いたします。

上下水道の充実については、水道事業において、安全、安心な水を安定的に供給できるよう取り組んでまいります。そのために、将来にわたる水道事業の業務の効率化を図るため、引き続き、大阪広域水道企業団との水道事業の統合について積極的に進めてまいります。

下水道事業については、平成28年度末の汚水整備の人口普及率は96.8%を見込んでおります。今後も、計画的に整備を進め、水洗化の向上に努めてまいります。

また、安全で快適な生活環境を確保するため、大雨による浸水被害の軽減を図るとともに、長寿命化対策により雨水ポンプ場施設の計画的な補修を行ってまいります。

なお、下水道施設は、住民の生活に欠かせない恒久的な財産であり、安定した下水道サービスが求められています。そのため、下水道事業の透明化、効率化を図り長期的な事業運営に取り組むため、地方公営企業法適用の準備を進めてまいります。

第4は、自立と協働のまちづくり戦略であります。

地方分権の進展と多様化する住民ニーズに対して、自らの責任と創意工夫のもとに住民・事業者と役場との協働で、地域経営を進めていかなければなりません。そのため、自立性の高い堅実でムリ・ムダのない行政運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

効率的・効果的な行政経営を進めます。

効率的な行政運営の推進については、総合計画の着実な実現に向け、PDCAサイクルによる行政評価を実施し、各事業の改善や見直しの徹底を図り、より効率的で効果的な行政運営に努めてまいります。

町税については、新年度から大阪府域地方税徴収機構に参加し、徴収体制の強化を図ってまいります。

ふるさと忠岡応援寄附金については、昨年10月に寄附に対する返礼品の充実を図り、寄附額も順調に伸びておりますが、新年度も更なる増額につながるよう返礼品の充実と啓発を行います。

歳出の削減については、限られた財源を最大限に活用するため、住民ニーズや施策の優先度・緊急度、事業効果や公共施設のあり方などの検証を行い、計画的なまちづくりを推進してまいります。

また、節電対策といたしまして、新電力からの電力調達に切り替え、電気料金の削減を図ります。

地域情報化の円滑な推進については、これまで住基・税務・社会保障関係のシステム改修などを行って参りましたが、本年7月からの情報提供ネットワークシステムとの連携に向け、本町のそれぞれのシステムを円滑に運営してまいります。

広域連携の推進については、冒頭にもふれておりますが、今後の人口減少・高齢化社会を迎えても持続可能な忠岡町を造り上げるため、将来を見据え、消防・ごみ処理・観光など広域的に共通する行政課題については、基礎自治体として行政の高度化・効率化や住民生活の安定化に資するため、広域連携を積極的に検討、推進してまいりたいと考えております。

住民参画を促す環境づくりを進めます。

開かれた町政の推進については、ホームページや広報紙を通じて、さまざまな情報を発信してきたところです。とりわけホームページでは、必要な情報をタイムリーに発信するとともに、町の魅力を内外に発信する手段としても、より積極的な活用を図ってまいります。

住民が主体となったまちづくり活動の促進及び協働のまちづくりに向けては、近年、多様化・細分化する住民ニーズに対して、行政だけでは十分な対応が難しくなっており、防災、防犯、教育、子育て支援など様々な分野において、地域住民などが中心となった問題解決への取り組みが重要となってきました。

そのためには、地域におけるふれあいや連帯感を高め、日常的に助け合い支え合うことができるコミュニティの形成が重要であり、基礎となる自治振興協議会を中心とした地域活動の活性化を図ることができるよう、加入促進に向けた補助事業を継続するなど地域活動の支援に取り組んでまいります。

今後とも、町政運営にあたっては、情報公開、説明責任、住民との協働を基本にするとともに、特に安全・安心・教育・福祉・健康などに全力で取り組み、未来を見据え持続可能な忠岡町へと進化できるよう、努めてまいります。

以上、町政運営に関する4つの私の基本的な考え方と主要な施策について、その概要をご説明申し上げました。今後、これらの施策の実施にあたりましては、議会との連携を一層密にしながら、町民に信頼されるまちを目指し変革激動の時代における都市間競争に焦らず、忠岡町を未来につなぎ希望を育み、ぬくもりのある日本一元気なまちの実現を目指していくことが、町政を負託された私の使命であり、広くまちの声を拝聴しながら、現場主義・住民の目線に立って全力を傾注してまいりたいと存じます。

どうか、議員各位並びに住民の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲みとりいただき、町政の推進に一層のご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに当たり、提案いたしております平成29年度当初予算案並びに各議案に対し、何卒、ご賛同賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私の施政の方針と致します。

よろしくご理解のほどお願いをいたします。どうも長時間、ご拝聴をありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

（「午前10時49分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午前11時00分」再開)
(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(和田 善臣議員)

日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第4号))を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長:議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第4号)でありまして、昨年12月15日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は910万円で、これを補正することにより、予算総額は65億9,812万7,000円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、地方創生推進交付金445万円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金465万円を計上、歳出につきましては、第2款 総務費で、忠岡町ブランド創造事業補助金910万円を計上するものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、忠岡町ブランド創造事業補助金について、期間は平成29年度から平成30年度まで、限度額を2,679万2,000円と定めるものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第4号))を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第5号))を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)でありまして、1月25日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、2,000万円で、これを補正することにより、予算総額は66億1,812万7,000円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、民間資金等活用事業調査費補助金2,000万円を計上、歳出につきましては、第10款 教育費で、スポーツセンター民間資金等活用事業導入可能性調査業務委託料2,000万円を計上するものであります。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度忠岡町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第7 議案第3号 忠岡町監査委員の選任についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第3号 忠岡町監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町監査委員 前田成弘氏は、平成29年5月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、同委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第3号 忠岡町監査委員の選任について、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第8 議案第4号 忠岡町特定個人情報保護条例及び忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第4号 忠岡町特定個人情報保護条例及び忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法に新たに条文が追加されたことにより、同法を引用している2条例に条ずれ、並びに号ずれが生じたこと、及び規定の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(「議長」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

討論ありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

11番(高迫千代司議員)

議長。

議長(和田 善臣議員)

高迫議員。

11番(高迫千代司議員)

議案第4号、忠岡町特定個人情報保護条例及び忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、日本共産党の議員団の意見を申し上げます。

我が国に住民票を持つ全ての人々に12桁の番号を割り振り、国が税や社会保障の情報を管理するマイナンバー制度で、住民に対するマイナンバー(個人番号)のカードの交付が始まってからほぼ1年半になります。安倍晋三政権はカードの利便性の宣伝に力を入れ、普及を促しますが、希望者はほとんど頭打ちです。それは、この仕組みが住民にとって不必要で、不安が強いものであることを浮き彫りにしています。それなのに、政府はマイナンバーを、使える対象を広げることばかりに熱を上げています。国民を置き去りにした前のめりの姿勢は、極めて問題です。

マイナンバー制度は2015年10月に施行され、住民に番号を通知する紙製のカードが約5,900万世帯に向けて発送されました。16年1月から本格運用が始まり、税の手続の際などに使えるようにしたほか、取得を希望する人には個人番号、顔写真、氏名、住所、生年月日などが記載されたプラスチック製のマイナンバーカードが発行されるようになりました。

しかし、さまざまな事情で住民登録をした住所に不在だったなどの理由で、番号が通知されない世帯が100万件以上残されたままです。マイナンバーの発行業務でも全国的に管理・運営するシステムのトラブルがたびたび発生し、実務を担う地方自治体の窓口では

混乱したところも少なくありません。多額の税金を投じたシステムが動き出した途端に不調に陥ったこと自体、マイナンバーの仕組みへの疑念を深めるものです。

カードの希望者も政府の思惑どおりに広がりません。16年度末までに3,000万枚の発行を見込みましたが、カードを取得した人は3分の1にも届かず、国内人口の8%程度と低迷しています。マイナンバーカードは身分証明のほかにはほとんど使い道はありません。それどころか、他人に見せてはならない個人番号と顔写真などが一つになったカードを持ち歩くことのほうが、個人情報保護する点からすれば、かえって危険です。カード申請が頭打ちなのは、国民が制度の利便性を感じず、むしろ不安が大きい、このことの反映でもあります。

しかし、安倍政権は推進へのテコ入ればかりに熱心です。17年度の政府予算案では、総務省がカード500万枚の追加発行など「利活用推進」へ約230億円も計上しました。厚生労働省も、マイナンバーを医療分野で利用することをにらんだシステム構築などで240億円余りを盛り込みました。国民の不安にこたえず、理解や納得のないまま、次々と税金をつぎ込み、なし崩しにカードの利用分野を広げることは国民の願いに逆らうものです。

一昨年125万件の個人情報が漏れて大問題となった日本年金機構でも、1月からマイナンバーが使われるようになったことに国民は危惧を抱いています。住民税の徴収事務をめぐる地方自治体が事業所に従業員のマイナンバーを知らせるやり方にも、自治体や住民、事業所から情報漏えいのリスクを指摘する声も上がっています。

マイナンバーは、徴税強化と社会保障費抑制の手段にしたい国・財界の都合で導入されたものです。国民には弊害ばかりもたらすマイナンバーは中止をし、廃止に向けた見直しをすることこそが必要だと思います。

しかし、本条例の一部改正は、本来保護されるべき個人情報を役所の中だけではなく、国や他の自治体に情報連携の名で利活用されようとしています。さらには、働く人たちは事業所には拒否することができる個人番号の提供を、本条例の改正により本人の頭越しに、役所から勤務先に個人番号が通知されることとなります。

本件では、東京都の中野区など、情報漏えい等のリスク、これを理由に事業所への通知に個人番号を記さない方針を明らかにいたしました。

以上の点につきましては、本町議会でも何度も取り上げさせていただきましたし、今回の件も総務常任委員会協議会、全員協議会等で問題点を指摘をさせていただいております。

以上の点を踏まえ、私どもは本条例案の一部改定には反対を表明いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に賛成の討論を求めます。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第4号 忠岡町特定個人情報保護条例及び忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第4号 忠岡町特定個人情報保護条例及び忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第9 議案第5号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第5号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に間する法律の一部改正に伴い、介護休暇を3回まで分割して取得できるようにすること、及び介護のため1日の勤務時間を2時間の範囲で短縮できることなどを規定するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第5号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第10 議案第6号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第6号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲を拡大すること、及び育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額の見直しができることを規定するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第6号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第11 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、財政健全化を進めるため、給料表6級以上に該当する職員について、平成29年度に限り、給料月額5%を減額するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第12 議案第8号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第8号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、財政健全化を進めるため、給料表5級に該当する職員について、平成29年度に限り、管理職手当の10%を減額するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第8号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第13 議案第9号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第9号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご

説明申し上げます。

本件は、児童福祉法等の一部改正に伴い同法中の規定が号建てから項建てに改正されたため、その条文を引用している本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第9号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第14 議案第10号 忠岡町総合福祉センター条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第10号 忠岡町総合福祉センター条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町総合福祉センターの利用者のうち、「本町に居住する身体障害者」について、障害のある方全てが利用できるように改めるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより議案第10号 忠岡町総合福祉センター条例の一部改正について、採決いたし

ます。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第15 議案第11号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第11号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法及び所得税法等の一部改正に伴い、国民健康保険料の算定方法が改正されたこと、及び国民健康保険料の限度額を、国の基準に合わせるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番 (是枝 綾子議員)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

是枝議員。

5番 (是枝 綾子議員)

本町はこれまで、国保料の賦課限度額の国基準から、国基準が引き上げられても、それよりも低く抑えてきました。ところが、今回、平成29年度からの保険料賦課限度額、83万円を一気に6万円も引き上げて、国基準どおりの89万円にするという条例案であります。

これは平成30年度から大阪府が全国に先駆けて国保の広域化を行い、統一保険料を目指すため、限度額も国基準で89万円で計算されるからであります。

泉州地域の自治体、市や町では忠岡町と同様に、賦課限度額を国基準よりも低くしております。今回、引き上げを予定しているところもありますが、しかし、引き上げても泉州地域のところでは国基準どおりの89万円まで上げているところは大変少なく、この近隣でもそこまで引き上げておりません。なぜ忠岡町だけが国基準まで引き上げられるのでしょうか。健康福祉部長より答弁をお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員ご質問いただきました件について、お答えさせていただきます。

なぜ今回、限度額を6万円引き上げて国基準にするのかということですが、まず幾つかの要因がございます。まず1つは限度額を引き上げることによりまして、もちろん所得のおありになる世帯の方の保険料が上がりますが、中間所得層の方々の保険料が緩和されます。

また、先ほど議員がおっしゃったように、大阪府、全国で都道府県化ということはもう決定しておりまして、平成30年度から都道府県が国保の運営に携わって財政運営をしていくことということになっております。その中で大阪府は、統一保険料にできればということで、ただいま調整中でございます。まだこれは最終的に決定したことではございませんが、その統一化ということになりましたら保険料の賦課限度額は国基準ということになると思われます。

現在、府内で国基準の自治体はどれだけあるかということですが、6割から7割の自治体が国基準になっておりまして、泉州地域が全体的に低い状況ではあります。この30年度広域化するときも、来年、再来年度になるんですけれども、そのときに引き上げが行われていないと、そのときに一気に上がるということになりますと住民さんの負担感も出るということもございまして、本町はもともと低い限度額でありましたので、年をかけて少しずつ上げてまいりました。

賦課限度額を上げないとほかにどのようなことがあるかということですが、大阪府の調整交付金のほうが得点制となっております。賦課限度額を少しずつ上げ国基準に持っていかないと減点される要因となります。そうなりますと補助金がいただけないということになりまして、それだけでなく大変な国保の運営状況で、赤字がふえていく中で、少しでも赤字を減らすためには補助金を取りに行く、そのためには得点の取れる形に合わせていくという方向で体制を整えてまいりました。そのために今回、6万円引き上

げ、国基準とすることに提案させていただいたわけでございます。どうぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

大きく分けて2つの理由を言われましたけれども、まず、この29年度で国基準並みに引き上げておかないと、30年度からはもう国基準並みの計算でされるということなので、住民の負担感が大きくなるからということでもあります。平たく言えば大阪府に国保が広域化されれば負担感が大きくなるというのは値上げになるということでもありますから、今から国基準に慣れておいていただくということで、限度額超過世帯にとっては大変ありがた迷惑な話でもあります。他の近隣、泉大津、岸和田、和泉市は国基準並みには今回上げるということにはなっていないようにお聞きしております。ですから、忠岡町もこの近隣市のように、やっぱり努力をすべきではないかというふうにも思います。

そこで、上げる理由としての1つ目の「府からの特別調整交付金が減らされるから」ということでもあります。減らされている額は360万円程度というのが平成27年度の決算でも出ております。この府からの特別調整交付金、もともと本来は国が市町村国保に国の負担分として交付されなければならない分のうち9%を大阪府に渡して、府が市町村国保にそれをまくばる、配分するという、そういう制度にされてしまっております。そのため、大阪府が誘導するためにそれを使っているということでもあります。全くひどいものがあります。本来きちんと忠岡町に入れなければいけないものを、府の言うことを聞かない、いろいろそういったことで減点をして減らすということは、本当に許されないものがあります。

こういったことで、そういう制度であるということをするわけではありますが、それを取りに行くということで、そしたらその影響を受ける世帯、56世帯、大体6万円引き上がりますと300万円の影響額が出るということでもあります。ということで360万円全部取りに行けるわけではないんですが、300万円、住民に負担を負わずということが本当にいいのかどうかということでもあります。

もう一つの理由である中間所得層の保険料の緩和のためと言いますが、限度額の引き上げで影響を受ける今言った56世帯の影響額、300万円、その中には4人世帯で所得が550万円という、そういった世帯も含まれております。とても、550万円で生活をしている4人の方の保険料が89万円。この方々はとても高額所得者とは言える階層ではありません。本来、中間所得層の保険料の引き下げのためというのであれば、国の財政で措置すべきだというふうに思います。

国保は互助制度ではありません。国が保障する社会保障制度であります。ですから、医療費に占める国の負担が減ってきたことが高い国保料の原因になっているんですが、80年代でしたら医療費の約50%を国が負担しておりましたが、今では27年度の決算で、本町の国保会計の決算においては38%にまで下がっております。国負担をもとに戻すということを国に対して要望もしていただきたいと思います。こういった、高額所得者のように思われていますが、4人世帯で所得550万円という世帯はむしろ中間所得層だと思いますけれども、福祉部長さん、こういった限度額超過世帯の方々のその所得状況というのは高額所得者と言えるでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

もちろん町全体の所得を見回しますと、その550万の所得というのは決して高い所得ではないということは認識しております。ただ、国民健康保険に加入されている方の中で並べてみますと、お1人で所得のものすごく高い方もいらっしゃいますし、ご家族、人数が入られていることによりまして、その550万という所得で限度額に、ラインのところでございますね、ちょうど限度額にかかるかかからないというようなところに当たってこられる方につきましては、ご負担感があるということは認識しております。

ただ、お1人でではなく、ご家族で入られているというところは1つの、国保の計算をする上では家族の人数も合わせてカウントするということは、社会保険とは計算のやり方が違いますので、そのことについては理解しておるつもりでございます。

以上でございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

高額所得者ではないとはいえ、そういった限度額超過世帯の方から取らなければいけないというふうな、国や大阪府のそういった誘導という、そういったひどい中に本町の国保も置かれているということではありますが、やはり国保の広域化ということがなければこういう限度額の引き上げということもなかったように思われます。ですから、こういった国保の広域化ということについては本当にひどいものだという事、指摘も申し上げておきたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

答弁要りませんね。

5番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（和田善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「議長」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論ありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

日本共産党の意見を申し上げます。

本条例案は、本町国保料の賦課限度額83万円を6万円も引き上げ、国基準どおりの89万円にまで引き上げるというものです。平成30年度から大阪府が国保の広域化を行うため、国基準より賦課限度額を低くしている泉州地域の自治体では引き上げるところも出てきております。しかし、近隣市を見ても国基準の、本町のように89万円まで引き上げているところはありません。

賦課限度額の引き上げで影響を受ける56世帯の影響額は、約300万円であり、その

中には4人世帯で所得550万円という世帯もございます。そのような世帯の国保料を値上げして、中間所得層の保険料を、月平均しますと1,900円程度緩和するといいますが、国保は互助制度ではありません。国が保障する社会保障制度であります。国の責任において中間所得層の保険料を引き下げるべきです。

大阪府の特別調整交付金がペナルティーとして減額されるためということですが、本来それは国が交付金として忠岡町国保に減額せず入れなければならないものを大阪府に渡し、ペナルティーを課して誘導するために使われているという、全くひどいものであります。平成27年度の決算においては約360万円も減額をされております。

本来、国が忠岡町国保に入れるべきお金が、府によって360万円も減らされなければ、限度額引き上げ300万円、しなくてもよいというものではないでしょうか。住民目線から言えばこういったことは理解しがたいことであります。耐えがたい負担となっている国保料は、国の負担すべき割合が減ってきたことが原因です。その根本が改善されず、高額所得者とはとても言えないような世帯から保険料を一気に6万円も引き上げる、値上げとなる賦課限度額の引き上げは認めることはできません。

よって、日本共産党議員団は反対いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に賛成の討論を求めます。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第11号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第11号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後1時00分から再開いたします。

(「午前11時52分」休憩)

議長(和田 善臣議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(和田 善臣議員)

日程第16 議案第12号 忠岡町介護保険条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第12号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、保険料軽減強化措置について、消費税率の引き上げが平成29年4月に実施されることを前提に、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施する予定としていましたが、消費税率の引き上げが平成31年10月に延期されたことを受け、現行保険料軽減措置を継続することとしたこと、及び介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を平成29年4月1日と定めるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第12号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、採決いたします。
原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第17 議案第13号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第13号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1億7,629万7,000円で、これを補正することにより、予算総額は67億9,442万4,000円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、学校施設環境改善交付金4,203万5,000円を計上、第16款 寄附金で、ふるさと忠岡応援寄附金1,200万円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金116万2,000円を計上、第20款 町債で、小学校整備事業債1億2,110万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、退職手当34万2,000円を計上、財政調整基金積立金1,200万円を計上、ふるさと忠岡応援寄附金謝礼156万8,000円を計上、寄附金決裁等システム利用料12万円を計上、寄附金返礼品発送等業務委託料284万円を計上、第3款 民生費で、介護給付費繰出金1,091万7,000円を計上、第10款 教育費で、町立小学校屋内運動場非構造部材耐震工事監理業務委託料406万9,000円を計上、東忠岡小学校空調等整備工事監理業務委託料426万2,000円を計上、町立小学校屋内運動場非構造部材耐震工事4,050万1,000円を計上、東忠岡小学校空調等整備工事1億695万3,000円を計上、第11款 公債費で、長期債償還利子727万5,000円を減額するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、小学校整備事業債1億2,110万円を追加するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第13号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第18 議案第14号 平成28年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第14号 平成28年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、8,824万3,000円で、これを補正することにより、予算総額は15億2,952万5,000円となります。

歳入につきましては、第1款 保険料で、特別徴収保険料1,717万1,000円を計上、普通徴収保険料204万9,000円を計上、第3款 国庫支出金で、介護給付費負担金2,183万8,000円を計上、地域介護・福祉空間整備推進交付金89万3,000円を計上、第4款 支払基金交付金で、介護給付費交付金2,445万8,000円を計上、第5款 府支出金で、介護給付費負担金1,091万7,000円を計上、第7款 繰入金で、介護給付費繰入金1,091万7,000円を計上。

歳出につきましては、第1款 総務費で、介護ロボット導入促進事業補助金89万3,000円を計上、第2款 保険給付費で、地域密着型介護サービス給付費8,000万円を計上、介護予防住宅改修費30万円を計上、審査支払手数料5万円を計上、高額介護サービス費450万円を計上、特定入所者介護サービス費250万円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第14号 平成28年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第19 議案第15号 平成29年度忠岡町一般会計予算について、日程第20 議案第16号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第21 議案第17号 平成29年度忠岡町介護保険特別会計予算について、日程第22 議案第18号 平成29年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第23 議案第19号 平成29年度忠岡町下水道事業特別会計予算について、日程第24 議案第20号 平成29年度忠岡町水道事業会計予算について、以上、6件一括して議題とい

たします。

本6件については、先例により、議案の朗読は省略させていただきます。また、提案理由の説明は、既に配布されておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、省略いたします。

議長（和田 善臣議員）

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本6件については、先例により、6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、休会中のご審査をお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。

よって、本件は6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長の指名といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

杉原 健士議員・前田 長市議員・河野 隆子議員・三宅 良矢議員・松井 秀次議員・高迫千代司議員。

以上の6名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

本件に係る審査の結果については、今期定例会の最終日をお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後1時25分から再開いたします。

(「午後 1 時 1 4 分」休憩)

議長 (和田 善臣議員)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後 1 時 2 5 分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長 (和田 善臣議員)

ご報告します。委員会条例第 7 条第 2 項の規定によって、予算審査特別委員会委員長に河野隆子議員、副委員長に高迫千代司議員が決定しましたので、ご報告いたします。

議長 (和田 善臣議員)

日程第 2 5 報告第 1 号 事務報告について (平成 2 8 年分) を、議題といたします。

事務局長より、本件を朗読させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

報告第 1 号 事務報告について地方自治法第 1 2 2 条の規定により、平成 2 8 年の事務報告を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 日提出 忠岡町長 和田吉衛。

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

報告第 1 号 事務報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成 2 9 年度一般会計及び各特別会計等の予算書の提出に当たり、地方自治法第 1 2 2 条の規定により、事務に関する説明書として、平成 2 8 年の事務報告を提出するものでございます。

よろしく、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、報告第1号を終わります。

議長 (和田 善臣議員)

本定例会に付された事件は、議了いたしましたので本日の会議を打ち切り、議事の都合により、明日から9日までの8日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認めます。

よって、明日から9日までの8日間、休会とすることに決定しました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

(「午後1時26分」散会)